

引っ越し



引っ越しをしました。と言っても、事務所内の話です。
先日新館の利用を開始して、私も今までの席から専用の部屋に移ることになりました。
この原稿を書いている時点では荷物の1割程度しか動かしておらず、部屋の雰囲気もなんだか落ち着きません。
一つの部屋に籠ってしまうのもどうかと思うので、運動を兼ねて事務所内をうろうろしようかと思っています。

(孝志洋)



賃上げ促進税制(中小企業向け)の改正について

令和6年度税制改正において、物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きを拡げるため、賃上げ促進税制が大幅に強化されました。

改正の概要

従来の賃上げ率の要件等を維持しつつ、人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブも併せて付与することとされます。併せて、欠損法人については、5年間、繰越控除が可能になります。

なお、適用期限については、3年間延長され、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度等を除く。)までとなります。

★「税額控除率の上乗せ措置」見直し

【改正後】

- 控除対象雇用者給与等支給増加額 × 15% (※)
- 法人税額 × 20%
- ①又は②のいずれか少ない金額(繰越税額控除制度の新設)

① 賃上げ要件

以下の増加割合が要件を満たす場合は、税額控除率に15%加算

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

※上乗せ措置

増加割合	税額控除率	教育訓練費	女性活躍・子育て支援	合計
1.5%以上(原則)	15%	+10%	+5%	30%
2.5%以上	30%(+15%)			45%

③ 女性活躍・子育て支援要件

プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定又はえるぼし認定の2段階目以上を受けている場合、税額控除率に5%加算

★「繰越税額控除制度」の創設

【改正後】適用要件

繰越税額控除をする事業年度において以下の要件を満たす場合に限り、適用できます。

- 比較雇用者給与等支給額 < 雇用者給与等支給額

なお、繰越控除の期間は5年間とされます。



② 教育訓練費要件

以下のすべての要件を満たす場合は、税額控除率に10%加算

① $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 5\%$

② $\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{雇用者給与等支給額}} \geq 0.05\%$

- ③ 教育訓練費の額の明細を記載した書類の保存



(大寺)

社会保険 雇用保険法の改正動向

雇用保険法の改正に関する法案が国会に提出されました。その中で実務に大きな影響が出るのが想定される点について、以下で確認します。

被保険者範囲の拡大

現在の法令では、1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上引き続き雇用されることが見込まれる人が雇用保険の被保険者とされています。

この被保険者の範囲について、2028年10月1日以降は、1週間の所定労働時間が10時間以上の人も対象となる予定です。



出生後休業支援給付金の創設

現在、一定の要件を満たした従業員（雇用保険の被保険者）が育児休業を取得する場合、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給されます。

これらの給付率は、休業開始時賃金日額の67%または50%とされていますが、2025年4月1日以降、従業員とその配偶者がともに14日以上育児休業を取得するときには、28日間を限度に、出生後休業支援給付金として、休業開始時賃金日額の13%が追加支給されることになる予定です。

育児時短就業給付金の創設

育児・介護休業法には、3歳未満の子どもを養育する従業員が希望したときには、1日所定労働時間を6時間に短縮する育児短時間勤務制度があります。

育児短時間勤務制度を利用する場合、ノーワークノーペイの原則により、短縮した時間分の給与を支払わない企業が多いことから、2025年4月1日以降は2歳未満の子どもを養育するために育児短時間勤務をし、給与が少なくなったときには、給付率10%を上限として、育児時短就業給付金が支給される予定です。

〈参考〉高年齢雇用継続給付の変更

高年齢雇用継続給付は、原則として60歳以上の従業員の給与が、60歳時点よりも一定割合を超えて低下したときに支給されるものです。現在の給付率の上限は15%となっていますが、2025年4月1日以降は、給付率の上限が10%に引き下げられます。（なお、この改正はすでに決定しており、今回の改正法案の内容ではありません。）

このほかにも、教育訓練給付や就業促進手当も改正法案に盛り込まれています。自己啓発や学び直しを考えている従業員が活用できるような内容が含まれているため、改正法が成立したときには、全体の内容をしっかり押さえておく必要があります。

(古森)



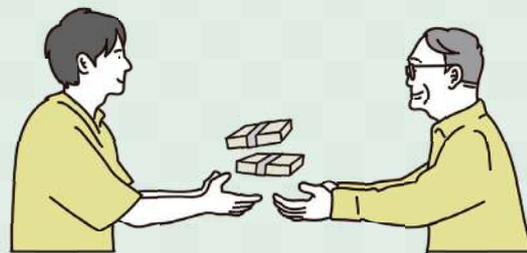
資産税係 3代相続が続くとその家の財産はなくなってしまうという噂

相続税の記事で「3代相続が続くとその家の財産はなくなってしまう」といわれているという記事を見ました。

その記事の中で、シミュレーションをしており、「仮に10億円の相続財産があった場合、3回の相続で合計約8億円の相続税を支払うこととなります。（ただし税額控除などは考慮していません。）」と書かれていました。実際には、相続税の計算上、基礎控除額が設けられているので、3代で財産がなくなるという噂については、「NO」と言えますが、支払う相続税は多額です。

相続税は生前に対策を考えることで、ある程度減らすことができます。例えば、生前贈与や資産の組み換えなどの対策方法があります。

相続税を支払うのは、ご自身ではなく、財産を受け取るご家族です。ご家族が相続税の支払いに困らないように、ご自身の相続税の試算を行い、どのくらい相続税がかかるかを把握したうえで、相続対策を考えることをお勧めします。



(坂田)

リスマネ委員会 企業が重視するリスク：感染症



新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていた頃に、各保険会社からコロナを対象とする保険商品が発売されました。その頃に加入された方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。これまでのような外出自粛などの制限が、かなり緩和されています。

これに伴い、保険の感染症の補償対象となっていた新型コロナウイルス感染症が、補償対象から外れることになりました。

コロナに対する保険に加入された方は一度、保険内容を確認してはいかがでしょうか。

(さくらビジネス)

診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定



2024年は、医療・介護・障害福祉の3つの報酬が同時に改定される、6年に1度のトリプル改定の年です。医療は2年に1度、介護と障害福祉は3年に1度改定が実施されます。3つの制度間の調整が行われる可能性が高いトリプル改定の年は、大規模な改定となりえるため注目されます。また、医療環境を整えるための計画・改革として「第8次医療計画」「医師の働き方改革」が推進されている渦中であることも、注目を集める理由です。

診療報酬・・・改定率「全体で△0.12%」

- 診療報酬 +0.88% (令和6年6月施行)
(実質的改定率 +0.46%)
各科改定率
医科 +0.52%
歯科 +0.57%
調剤 +0.16%
- 薬価等 △1.00% (薬価は令和6年4月・材料価格は6月施行)
 - 薬価 △0.97%
 - 材料価格 △0.02%



介護報酬・・・「プラス改定」+αで職員の処遇改善推進

- 改定率・・・+1.59%
<内訳>
介護職員の処遇改善分 +0.98% (令和6年6月施行)
その他の改定率 +0.61%

障害福祉サービス等報酬

改定率は+1.12%、処遇改善加算を一本化



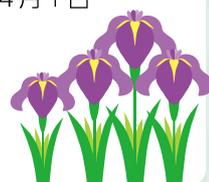
(大下)

5月の社会保険労務

- 5月31日
 - 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 - 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
 - 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
 - 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
 - 旧国民年金(障害・母子・準母子・遺児・寡婦)受給権者現況届
 - 労災年金受給権者(1月～6月誕生月の者)定期報告(労働基準監督署)
- ※ 児童福祉週間(5日～11日)

5月の税務

- 5月10日
 - 1. 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月15日
 - 2. 特別農業所得者の承認申請
- 5月31日
 - 3. 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
通知方法・・・特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
 - 4. 3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 - 5. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 7. 9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
 - 8. 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
 - 9. 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)<消費税・地方消費税>
 - 10. 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- 5月中において都道府県の条例で定める日
 - 11. 自動車税(種別割)の納付 賦課期日・・・4月1日
 - 12. 鉦区税の納付 賦課期日・・・4月1日



新入職員紹介

羽坂 明子

1月16日よりさくら税理士法人に入所いたしました、羽坂明子と申します。
大学では文学部で中国史について勉強していました。部活動では乗馬部に入り、今でも時折休みの日に乗りに行ったりしています。
前職は家具の販売員をしており、主にベッド売り場の担当をしていました。今でもホテル等に行くとシーツを剥いでどこのメーカーのマットレスか確かめてしまうことがあります。
まったく未経験の業種ですが、今までの経験を活かせる部分では活かしていきたいと思っておりますのでご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



スペイン紀行①マドリードM&A国際会議

3月17日～21日3泊5日の弾丸旅行。飛行機に揺られ続けていた感じ。日本M&A主催。現地での会議が1日あり、観光は1.5日のみ。M&Aは売り手も買い手もハッピーな手法。事業承継の主たる手法となったことを実感した。
ご相談いただければ全力で対応させていただきます。

(竹内)

令和6年5月20日 月 10:00～11:30

徳島県教育会館 5階ホール 徳島県徳島市北田宮1-8-68 (駐車場有)

「最終確認！令和6年度所得税定額減税の実務対応」

講師 さくら税理士法人 公認会計士/税理士 大寺 健司

お申込受付は先着順とし、定員になり次第予約受付を締切らせていただきます。
お申込み方法はお電話またはFAXにてお願いいたします。



研修会のご案内

さくら税理士法人 Facebook

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。

楽しい情報をお伝えできたらと思っておりますので、ぜひご覧ください。
また、「これは！」という情報がありましたら **いいね!** ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしくお願い申し上げます！

さくら税理士法人
Facebookはこちらから！

<https://www.facebook.com/skr39.tax/>



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181